

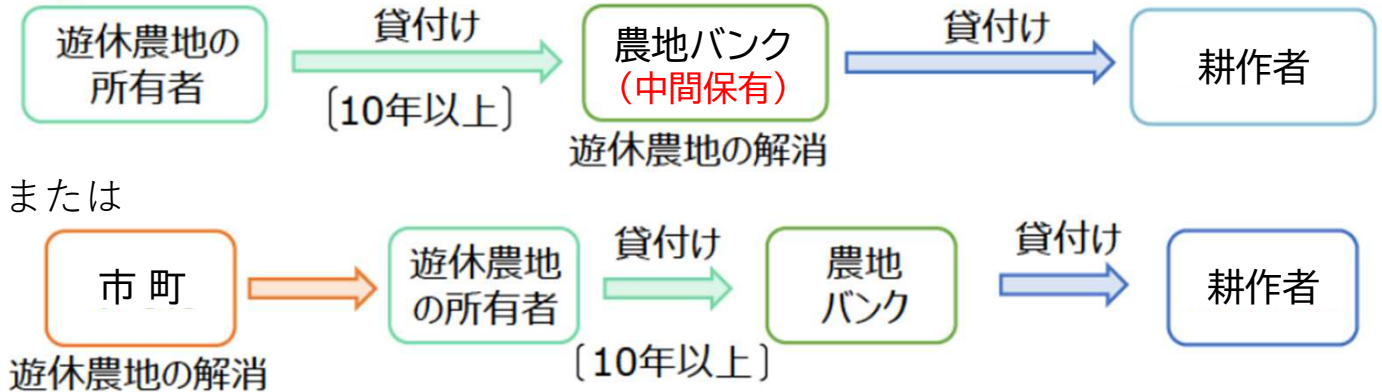
遊休農地解消対策事業

～農地バンクや市町が遊休農地解消を支援します～

農地バンクまたは市町による簡易な整備により遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

農地バンクが事業実施主体となる場合は、遊休農地を中間保有し、遊休農地解消後に農業者等に貸し付けます。

<事業の流れ>



【事業の実施要件等】

■ 対象となる遊休農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地（農業委員会による緑区分判定）。

■ 作業内容

草刈、除礫、抜根（農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く※）耕起・整地等。 ※茶樹や果樹除去は事業対象外。

■ 解消費用

事業実施主体（農地バンクまたは市町）が43,000円/10aを上限に遊休農地を解消。

■ 貸借要件

農地バンクに10年以上農地を貸し付けること。

遊休農地を解消した年度から翌年度までに、耕作者に貸付けが見込まれること。

■ 申請者

事業の実施を希望する耕作者。

【事業の実施例】

解消前



解消後



～お問い合わせ～

公益社団法人静岡県農業振興公社（静岡県農地バンク）

電話：054-250-8989

住所：〒420-0021 静岡市葵区茶町2-8-1 銀行会館内



公社ホームページ